

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

新居浜市の人口は、現在、約 12 万人であるが、昭和 55 年以降減少が続いており、生産年齢人口の減少と少子高齢化が急速に進んでいる状況である。このようななか、産業ごとの従事者比率は、第 1 次産業 1.4%、第 2 次産業 32.7%、第 3 次産業 65.9%となっている。

市内事業者の総生産額の産業ごとの比率は、製造業が最も高く 32.8%を占め、建設業が 17.6%、不動産業が 11.5%、卸売・小売業が 9.7%と続いている。この製造業の比率を全国及び愛媛県の構成比と比較すると、全国を 14.4 ポイント、愛媛県を 9.7 ポイント上回っており、本市の産業構造は、約 200 社の製造業を中心とした構造となっている。その製造業事業者は、住友グループの企業城下町として発展してきた歴史を背景に、住友関連企業の下請・協力会社である中小鉄工関連企業により大部分が構成されている。

一方で、非製造業については、総生産額の構成比において、製造業ほどの割合、影響度の高さを持つ部門はないが、産業ごとの従事者比率において、第 3 次産業が 65.9%を占めるように、市内の産業部門別（36 部門）の従業者数について見ると、商業、医療・介護、対個人サービスが上位 3 部門となっており、雇用貢献産業として地域を支える産業であることがわかる。さらに、商業やサービス業などは、民間消費支出への依存が高く、安定性が見込まれる部門でもあることから、本市としては、こうした特性を活かせるようバランスのとれた地域産業の振興を図っていく必要がある。

また、本市の雇用状況については、令和 5 年 1 月の有効求人倍率が 1.91 倍となっており、県内で最も高い状況である。

このような状況の中、製造業をはじめとする本市の中小企業においては、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した産業基盤を構築するとともに、後継者に魅力的な企業にしていくことは、喫緊の課題である。

については、本計画に沿う先端設備等の導入を促進することにより、本市経済の発展に寄与することを期待する。

(2) 目標

本計画期間中の先端設備等導入計画認定件数 100 件以上を目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画認定事業者の労働生産性が年平均 3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

多様な産業の多様な設備投資を支援するため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める設備とする。ただし、太陽光発電設備については、雇用の創出及び安定を図る等の観点から、当該発電設備を用いて発電した電気が、当該発電設備の設置場所を含む電気事業法施行規則第3条第2項に規定する一の需要場所において、自らの生産又は役務の提供の用に供する目的で使用する電気として供給される構造であることを対象要件とする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

新居浜市の産業は、製造業を中心とした臨海部、商業・サービス業を中心とした内陸部、農林業・サービス業を中心とした山間部と、広域に立地している。これらの地域で、広く生産性の向上を促進するため、本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

新居浜市の主たる産業である製造業をはじめ、本市経済を支えるその他業種においても広く生産性の向上を促進するため、本計画の対象業種は、全業種とする。

また、生産性向上に向けた幅広い取組を促すため、本計画の対象事業は、労働生産性が年平均3%以上向上すると見込まれる全事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

令和5年4月1日～令和7年3月31日とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

3年間、4年間、5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

先端設備等導入計画の申請にあたっては、人員削減を目的とせず、雇用の安定に配慮すること。

公序良俗に反するもの及び反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の対象とせず、健全な地域経済の発展に配慮すること。